

○広島修道大学大学院商学研究科転専攻に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は広島修道大学大学院学則第49条の2第3項に基づき、商学研究科における転専攻について必要な事項を定める。

(転専攻の学年)

第2条 転専攻は、博士前期課程、博士後期課程とも第2学年への転専攻に限る。ただし、再度の転専攻は認めない。

(転専攻の条件)

第3条 転専攻することのできる者は、本研究科に1年以上在学し、研究内容からみて、転専攻して差支えないと認められた者でなければならない。

(転専攻願)

第4条 転専攻を志願する者は、学長が指定する期日までに所定の転専攻願を研究科長に提出しなければならない。

2 転専攻を志願する者に対しては、前条の規定のほか若干の条件を付すことがある。

3 研究科長は研究科委員会の議を経て、次学年開始後2週間以内に許否の認定を学長に報告するものとする。

(転専攻の手続)

第5条 転専攻を許可された者は、研究科長が指定する期日までに、転専攻の手続きをしなければならない。

2 研究科長が指定する期日までに手続きを完了しない者は、学長が転専攻の許可を取消すものとする。

3 転専攻を許可された者は、広島修道大学大学院諸納付金納入規程の定めるところにより納付金を納入しなければならない。

(その他必要事項)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は商学研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

(事務担当)

第7条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 3 この細則は、2015年9月3日に第7条を改正し、2015年10月1日から施行する。